

教科及び教科の指導法に関する科目

中学校教諭一種免許状

学 科	免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	単位	履修方法等	全学・専門の別
薬科学科 1.免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科及び教科の指導法に関する科目 28単位 ・教育の基礎的理解に関する科目 10単位 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 10単位 ・教育実践に関する科目 7単位 ・大学が独自に設定する科目 4単位 2.学位 学士(薬科学)	教 科 <					

* 免許法施行規則に定める科目区分毎にそれぞれ1単位以上を修得しなければならない。

* 履修方法の「必修」等の区分は、教職免許取得に係るものであり、卒業要件とは異なるので注意すること。

教科及び教科の指導法に関する科目

高等学校教諭一種免許状

学 科	免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	単位	履修方法等	全学・専門の別
薬科学科 1.免許状取得に必要な最低修得単位数 ・教科及び教科の指導法に関する科目 24単位 ・教育の基礎的理解に関する科目 10単位 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 8単位 ・教育実践に関する科目 5単位 ・大学が独自に設定する科目 12単位 2.学位 学士(薬科学)	教 科 <					

* 免許法施行規則に定める科目区分毎にそれぞれ1単位以上を修得しなければならない。

* 履修方法の「必修」等の区分は、教職免許取得に係るものであり、卒業要件とは異なるので注意すること。